

# 選 択 約 款

(業務用低輻射型厨房契約)

平成29年4月1日

御 殿 場 ガ ス 株 式 会 社

## 目 次

1.	約款の適用	1
2.	選択約款の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	2
5.	契約の締結	2
6.	使用量の算定	2
7.	料金	3
8.	単位料金の調整	3
9.	需給契約の精算額	4
10.	設置確認について	5
11.	名義の変更	6
12.	契約の変更または解約	6
13.	契約の解消に伴う契約中途解消精算額	6
14.	本支管工事費の精算	7
15.	その他	7
付則		
1.	本選択約款の実施期日 (別表)	8
1.	料金の算定方法	9
2.	料金表	10

## 1. 約款の適用

この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。
- (2) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

## 3. 用語の定義

- (1) 「低輻射型ガス機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、機器表面の輻射熱を空気断熱構造により抑制し、燃焼排熱を集中排気構造により排気するガス機器をいいます。ただし、スチームコンベクションオーブンを除く。
- (2) 「契約最大使用量」とは、契約を定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (7) 「最大需要期」とは、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいいます。
- (8) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
- (9) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (11) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (12) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

(1) お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- ① ガス消費量の合計が4.8kW以上の低輻射型ガス機器を設置し、使用すること。
- ② 契約最大使用量が16立方メートル以下であること。
- ③ 契約月平均使用量が100立方メートル以上であること。
- ④ 契約年間引取量が契約年間使用量の65パーセント以上であること。
- ⑤ 契約年間負荷率が80パーセント以上であること。
- ⑥ 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

#### 5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。

(2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ①契約最大使用量
- ②契約年間使用量
- ③契約年間引取量
- ④契約月平均使用量
- ⑤契約月別使用量
- ⑥契約最大需要期使用量

なお、負荷計測器を設置しない場合は、契約最大使用量はガスメーターの能力と同一といたします。

(3) 契約期間は原則として1年間とします。ただし、契約期間満了時において、その後の使用計画に変更がなく、当社とお客さまの双方において異議がない場合には、

(2) で定めた契約使用量について、契約更新に先立つ前12か月のそれぞれの実績使用量に変更した上で、契約をさらに1年間延長するものとします。

(4) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

#### 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

(1) 実績最大使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器

本体は当社負担、取付関係工事費はお客さま負担とします。)

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における実績最大使用量を算定いたします。

- (2) お客さまの申し込みにより、当社が特別の事情があると判断し、ガスメーターを2台以上設置しているお客さまであって、1台の負荷計測器に接続できないガスメーターに係る実績最大使用量は、当該ガスメーターの能力と同一とし、負荷計測器で計測した値にそれぞれ加算するものいたします。なお、お客さまの希望により、負荷計測器を複数設置する場合には、原則として、2台目以降の負荷計測器本体はお客さま負担（故障時等の負担を含む）とし、計測および計測に係る運用管理は当社が行うものいたします。

## 7. 料金

- (1) 当社は、(別表)の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を支払っていただきます。早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。また、お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、一般ガス供給約款の定めによるものとします。
- (4) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合は一般ガス供給約款18(6)②に定めるところによります。
- (5) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(1)の従量料金に準じて算定いたします。
- (6) 料金は、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払込みの方法によります。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により(別表)の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、(別表)1.(4)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金 (1立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準単位料金} + 0.082 \text{円} \times (\text{原料価格変動額} / 100 \text{円}) \times (1 + \text{消費税率}) \\ \text{ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき} \\ & \text{調整単位料金 (1立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準単位料金} - 0.082 \text{円} \times (\text{原料価格変動額} / 100 \text{円}) \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

90,490円

② 平均原料価格 (トンあたり)

(別表) 1. (4) に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9400 \\ & \quad + \text{トンあたりプロパン平均価格} \times 0.0645 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき} \\ & \text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ \text{ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき} \\ & \text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

## 9. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、最大使用倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額および契約年間引取量未達精算額とし、当社は、当該精算額を、原則として、未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

### (1) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔（年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期の1か月あたり平均実績使用量）×100をいいます（小数点以下切捨て）。〕が80パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

#### 年間負荷率未達精算額

$$= \left\{ \begin{array}{l} \text{負荷率} \\ 80\% \text{に相} \\ \text{当する年} \\ \text{間使用量} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月の単位料金を乗じた} \\ \text{ものの合計額を契約年間使用量で除し、} \\ \text{小数点第3位以下を四捨五入した額} \times \\ 1.1 \end{array} \right\}$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

#### （備考）

負荷率80パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.8を乗じ、その量を12倍した量といたします。

#### （2）契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

#### 契約年間引取量未達精算額

$$= \left\{ \begin{array}{l} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契約月別使用量に} \\ \text{各月の単位料金を乗じたものの合計額を} \\ \text{契約年間使用量で除し、小数点第3位以下} \\ \text{を四捨五入した額} \end{array} \right\}$$

#### 10. 設置確認について

- (1) 当社は、低輻射型ガス機器、高効率給湯器に関して、設置および設備の状況を確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承認していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降、一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 低輻射型ガス機器を取り外した場合等、適用条件を満たさなくなった場合、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、この場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

### 1 1. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものとしたします。

### 1 2. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2 (2) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものとしたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなくなった場合および9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む。) には契約期間中であっても、相互に契約を解消することができるものとしたします。

### 1 3. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、1 2 (1) の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、または1 2 (2) の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消精算額を申し受けます。なお、算出の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

契約中途解消精算額

$$= \left[ \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約} \\ \text{終了日までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 契約の解消日の翌日から新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量または契約最大需要期使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

契約中途解消精算額

$$= \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{前契約の1} \\ \text{か月あたり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{新契約の1} \\ \text{か月あたり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[ \begin{array}{l} \text{解消日の翌月か} \\ \text{ら前契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right]$$



#### 1 4. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

#### 1 5. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定より調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の

料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数切り捨て）

=料金×消費税率／（1＋消費税率）

## 2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月につき	5,400.00円
---------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	173.01円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。